

## 令和 8 年度 学校の教育活動に対する助成 実施要領

---

### 1 対象校について

#### 本土地区の小規模校(例)

小: 児童数 50 名未満 (年度によって、多少オーバーしても可)

中: 生徒数 50 名未満 (年度によって、多少オーバーしても可)

高: 生徒数 100 名未満 (年度によって、多少オーバーしても可)

### 2 助成金について

助成希望金額については、見積書やカタログ、交通機関の運賃等に基づき、積算内訳を添付のこと。

### 3 応募方法

応募書類の提出は、電子データで行うものとする。

### 4 応募の締切について

応募の締切は、1次締切は3月末、2次締切は 5 月 22 日(金)とする。

1次応募後、2次応募する場合は、長崎県教育委員会へ連絡のうえ、提出すること。

### 5 実施報告等の提出について

実施報告書等の提出は、電子データで行うものとする。

※領収書の添付については、原則不要とするが、助成Bについては、コピーを添付すること。また、領収書は5年間学校で保管のこと。

### 6 助成の例

①別紙、小中学校の教育活動に対する例参照

②財団で整備した備品等の修理や維持経費については、学校負担とする。

県・市町費で整備した備品等の修理や維持費については、助成対象外とする。

施設の改修やエアコン・空気清浄機の整備等認められないものがあるので、財団へ問い合わせのこと。